

(仮称) おいらせ町防災基本条例 第2回策定委員会 会議記録

日 時	平成26年1月21日(火) 14:00~15:30	
場 所	おいらせ町役場 本庁舎 2階 203会議室	
出席者	委員氏名	(出席人数: 10名) 橘洋介委員長、山崎斉副委員長、椛澤妙子委員、立花亨委員、畑紀子委員、柏崎美幸委員、小向彰一委員、久保田良一委員、板井誠委員、立花悟委員 (欠席人数: 2名) 三村良七委員、菊地富枝委員
	事務局	(まちづくり防災課: 3名) 課長 中野重男、課長補佐 西館道幸、主任主査 岡本啓一
次 第	1 策定委員長あいさつ 2 会議 ① 条例の組み立て ② 各委員からの提案 ③ 次回の日程等 3 その他	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> 第2回策定委員会本資料 (参考資料) 秋田市災害対策基本条例概要版 港区防災対策基本条例 岡崎市防災基本条例(素案)概要 	

概 要																							
修 礼	(修礼により開会)																						
1 委員長あいさつ	<p>昨年は、台風など自然災害が多発した1年であったが、防災・減災対策により被害を最小限に抑えるという観点から、本委員会の役割は非常に大きい。前回に引き続き委員皆さんのご協力をお願いしたい。</p>																						
2 会議 ① 条例の組み立て	<p>(1) 条例の章立てについて 以下のとおり(前文+4章編成)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前 文 ・第1章 総則(原案の第2章(町民等の責務)を統合する) ・第2章 予防対策 ・第3章 応急・復旧対策 ・第4章 復興対策 																						
	<p>(2) 各章の項目及び条例の概要について 以下のとおり条例に記載すべき項目を整理した。 具体的な規定案については、次回の会議において事務局が一般的な文案を作成したものをベースに審議することとした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目(案)</th> <th>要・不要の整理</th> <th>主 な 意 見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前文</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1章 総則</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 第1条 目的</td> <td>必 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 第2条 定義</td> <td>必 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 第3条 基本理念</td> <td>必 要</td> <td>自助・共助・公助についての理念について、より具体的に記載する</td> </tr> <tr> <td> 第4条 地域防災計画への反映</td> <td>必 要</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項 目(案)	要・不要の整理	主 な 意 見	前文			第1章 総則			第1条 目的	必 要		第2条 定義	必 要		第3条 基本理念	必 要	自助・共助・公助についての理念について、より具体的に記載する	第4条 地域防災計画への反映	必 要	
項 目(案)	要・不要の整理	主 な 意 見																					
前文																							
第1章 総則																							
第1条 目的	必 要																						
第2条 定義	必 要																						
第3条 基本理念	必 要	自助・共助・公助についての理念について、より具体的に記載する																					
第4条 地域防災計画への反映	必 要																						

概 要		
第2章 町民、事業者、町、職員及び議会の責務		第1章（総則）に統合する
第5条 町民の責務	必 要	
第6条 事業者の責務	必 要	
第7条 町の責務	必 要	
第8条 職員の責務	必 要	職員の意識高揚を促すため、あえて町と別建てで記載する
第9条 議会の責務	必 要	独立した機関のため、町と別建てで記載する必要がある
第3章 予防対策		地域防災計画のように、さまざまな災害対策についてすべて条例に記載すべきか、町として特に重視すべき災害対策について記載すべきか次回検討する
第10条 情報の収集及び提供	必 要	
第11条 自主防災活動の推進	必 要	
第12条 災害時要援護者への配慮	必 要	
第13条 防災に関する教育	必 要	教育、啓発に関することはできるだけ細分化しないように記載する
第14条 防災訓練	必 要	
第15条 広告物等の落下防止等	不 要	町の地域防災計画に記述があるので取り立てて条例で記載しなくてもよい。条例で規定する必要があるのは、大都市で見られる傾向ではないか
第16条 浸水の防止等	必 要	当町には、海岸のほか奥入瀬川などの河川があり、重要度が高い対策であるため条例に記載すべき
第17条 雨水の流出抑制	必 要	前条（浸水防止）と不可分であるため、記載する
第18条 文化財等の保護	必 要	
第19条 協定の締結	必 要	
第20条 ボランティア活動の推進	必 要	災害ボランティアセンターについて記載すべき ボランティアの受入れのみならず、派遣についても記載すべき
第21条 高層住宅等の震災対策	不 要	大都市特有の規定であり、戸建て住宅が多い当町には不要
第22条 業務継続計画	(保 留)	必要だと考えるが、町としてまだ着手していない状況であるため、町内部で調整が必要
第4章 応急・復旧対策		
第23条 応急復旧措置	必 要	
第24条 避難対策	必 要	
第25条 代替施設の確保	不 要	現在の災害想定では、避難所は町の指定避難所に対応可能であり、あらかじめ

概 要		
		め民間に避難所の代替施設を要請しておく必要があるのは、大都市に見られる傾向ではないか
	第 26 条 緊急輸送の確保	必 要
	第 27 条 帰宅困難者への支援	(保 留)
	第 28 条 自主防災組織等への支援	不 要
	第 29 条 災害ボランティア	不 要
	第 5 章 復興対策	
	第 30 条 復興対策	必 要
	第 31 条 他自治体災害時の支援	必 要
	第 32 条 委任	必 要
② 各委員からの提案	<p>事前提出していただいた各委員からの意見が、条例中のどの規定に該当するかを整理したので、事務局案作成にあたってできるだけ規定として盛り込めるよう検討する。</p> <p>(主な追加意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強いまちづくり」という表現を、規定にできるだけ盛り込んだ方がよい ・男女共同参画の視点について規定に盛り込んだ方がよい ・津波については、独立した項目とした方がよい 	
③ 次回の日程等	次回の会議日程は、3月第4週（17日～20日）での開催を軸に調整する。	
3 その他	<p>(事務局より)</p> <p>委員の任期について、平成26年3月までとして委嘱していたが、任期中での条例素案の決定が難しい。数か月の任期延長をお願いします。</p>	
修 礼	(修礼により閉会)	